

全教委連第210号  
平成28年11月24日

文部科学省初等中等教育局  
教科書課長 望月 禎 様

全国都道府県教育長協議会  
会長 中井 敬 三

### 「教科書検定の見直し」に関する意見について

平成28年11月8日付けで依頼のありました標記の件について、下記のとおり意見を申し上げます。

#### 記

#### 1 次期学習指導要領の実施に向けた教科用図書検定基準の改正について

中央教育審議会教育課程企画特別部会の「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」等から、次期学習指導要領においては、育成を目指す資質・能力に基づく指導内容の見直しに対応するとともに、主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点に立った、学びの過程の質的改善が求められており、この点を踏まえた教科書となるよう、「各教科共通の条件」において、配慮を求めることが必要不可欠であると考えます。

また、「各教科固有の条件」についても、特に、新設される教科・科目について、教科書が、教科・科目新設の趣旨や、「カリキュラム・マネジメント」の考え方に対応したものとなるよう、配慮を求めることが必要であると考えます。

高大接続システム改革会議「最終報告」において、「歴史系科目や生物など、高等学校教育における教材で扱われる用語が膨大になっていることが学習上の課題となっている科目」について、各教科の「見方・考え方」につながる主要な概念を中心に、用語の重点化を図ることが重要であると指摘されていることについては、必要な用語の在り方を含む次期学習指導要領の当該科目における整理を踏まえ、必要に応じた対応を図ることが望ましい。

中央教育審議会社会・地理歴史・公民ワーキンググループ「社会・地理歴

史・公民ワーキンググループにおける審議の取りまとめ」では、社会的事象を多面的・多角的に考察したり、事象相互の関連性を表現したりすること等について、更なる充実が求められる、とされていることから、より児童生徒が多面的・多角的に事象を考察することができるような記述とすることについて、基準上明確化するのが適切であると考ええる。

高等学校理科の「各教科固有の条件」において、実験及び観察について一体と扱われるべき学習内容については、「本文の主たる記述」であることを基準上明確化するのが適当であると考ええる。

各学校段階には、それぞれの目標や達成すべき水準があり、発展的な学習内容を取り上げる場合には、それが発展的な内容であることが明確に区別できるようにすることが必要である。一方で、地域や学校の状況に応じた教科書採択を可能とするため、教科書の多様性を確保することも必要であり、この観点から「各教科共通の条件」を見直すことも必要であると考ええる。

## 2 デジタル教科書の導入の検討に関連した教科用図書検定基準の改正について

「デジタル教科書」については、紙の教科書と同一の内容のものであるならば、改めての検定は必要ないと考ええる。しかしながら、各教育委員会における採択時の負担を少しでも減らすためにも、紙の教科書と同一かどうかの確認、媒体の違いによる表現の違う部分の妥当性等については、国の検定対象とすべきであり、その他、教科書採択に係る教育委員会の負担が増えないよう十分な検討が必要である。

デジタル教科書の動画や音声等については、多くの学校が教科書に合わせて使用することが想定されるため、その内容の適切性を担保する手立てが必要である。

また、教科書の内容と関連のある様々な教材にアクセスするためのURLやQRコードが紙面に掲載される例の増加も見込まれるのならば、使用者の便を図るためにも、「各教科共通の条件」において検定基準を明確にすることが必要であると考ええる。また、それらが参照する学習上の参考として供する情報については、各教科書発行者の責任として、各教科書発行者が用意するサイトに一元化し、各教科書発行者が定期的に情報の適切性の確認を行うこととするのが望ましいと考ええる。この場合、検定に際しては、URL等の参照する情報の内容を紙媒体で提出させ、その内容の適切性を審査するのが適当であると考ええる。

なお、外国語教育、特に、小学校の外国語については、効果的な教材開発が課題であることから、URL等の掲載を許容すること等について、外国語の「各教科固有の条件」にも取扱いを位置付けることが必要であると考ええる。

また、当該URL等が参照する音声情報については、一定の水準を満たしている必要が特に高いことから、音声について一定のチェックをすることが必要であると考え。その際、音声に特化して確認を行う専門委員の委嘱等、検定に係る事務体制が充実することが望ましい。

### **3 検定手続を改善するための教科用図書検定規則の改正について**

教科書発行者による、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為に対しては、今後、ペナルティを科すことは、必要なことと考える。

教科書採択は、文部科学省が発行する教科書目録の中から行うとされており、また、教科書は、著作・編集、検定、採択、使用開始のサイクルで作られていることから、不公正な行為が発覚した場合、発覚後に行われる検定申請を認めないこととし、教科書発行者の健全化を図るのがよいと考える。